

令和5年度

西宮市公営企業会計決算審査意見書

西宮市公営企業会計経営健全化審査意見書

令和6年8月21日
西宮市監査委員

目 次

西宮市公営企業会計決算審査意見書	1
第1 審査の対象	2
第2 審査の期間	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
水道事業会計	
1 業務実績	1-1
2 予算執行状況	1-3
3 経営成績	1-6
4 財政状態	1-11
5 経営改善の実施状況等	1-15
6 監査委員の意見 (審査調書)	1-17
工業用水道事業会計	
1 業務実績	2-1
2 予算執行状況	2-2
3 経営成績	2-4
4 財政状態	2-8
5 経営改善の実施状況等	2-11
6 監査委員の意見 (審査調書)	2-13
下水道事業会計	
1 業務実績	3-1
2 予算執行状況	3-2
3 経営成績	3-5
4 財政状態	3-9
5 経営改善の実施状況等	3-13
6 監査委員の意見 (審査調書)	3-14
病院事業会計	
1 業務実績	4-1
2 予算執行状況	4-6
3 経営成績	4-7
4 財政状態	4-11
5 経営改善の実施状況等	4-15
6 監査委員の意見 (審査調書)	4-16
西宮市公営企業会計経営健全化審査意見書	5-1
第1 審査の対象	5-2
第2 審査の期間	5-2
第3 審査の方法	5-2
第4 審査の結果 (審査調書)	5-2

凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、原則として単位未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 3 原則として、特に注記があるもの以外は消費税抜きの金額で表示している。
- 4 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
また、資金不足比率は、小数点以下第2位を切捨てている。
- 5 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0(%)」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下又は損失。
「—」は、算出不能・不要。
- 6 原則として、各審査意見書「第4 審査の結果」の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

西監発第45号
令和6年8月21日

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市監査委員	福 田 雅 至
同	金 崎 健太郎
同	板 戸 史 朗
同	中 村 衣 里

令和5年度西宮市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年度西宮市公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計) 決算及び決算附属書類を西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和5年度西宮市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

令和5年度西宮市水道事業会計決算及び付属書類

令和5年度西宮市工業用水道事業会計決算及び付属書類

令和5年度西宮市下水道事業会計決算及び付属書類

令和5年度西宮市病院事業会計決算及び付属書類

第2 審査の期間

令和6年5月31日から同年7月26日まで

第3 審査の方法

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき公営企業会計の決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効果的に行われているかどうかを検証するために、財務諸表等の適正性に関する審査及び予算執行と事業経営の合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に関する審査を行った。これらの審査は全て、西宮市監査基準（令和2年4月1日監査委員決定）に準拠して行われ、例月現金出納検査及び定期監査の結果を踏まえて実施された。

第4 審査の結果

各公営企業会計に関する決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行と事業の経営は、おおむね適正であると認められた。